

(4) オンブズマンの自己の発意に基づく調査（オンブズマンの意向に沿ったもの）

調査対象機関	産業振興部農水産課/財政部管財課	
オンブズマンが自己の発意に基づき取り上げた事案の内容	<p>私有地の敷地内にある市有水路の付け替えに関し、昭和 50 年代に売買契約をしたものの、事後の手續が完了していないと思われる案件のあることが判明しました。払い下げ申請者は、市有水路を自己所有地内で付け替えたいと、市との売買契約を完了することなく長年にわたり使用しており、そのまま放置すると、市の財産が失われたり、相続や売買等で当事者が変更した場合に問題が複雑になったりすることが懸念されました。このため、同様の事例が他に無いかどうかを確認する意義があるとの判断のもとにオンブズマンの自己の発意に基づく調査として取り上げることになりました。</p>	
調査結果等	<p>オンブズマンは産業振興部農水産課及び財務部管財課に対して調査を行い、以下のことが判明しました。</p> <p>昭和 50 年代、私有地敷地を提供し市有水路を付け替える際には、払い下げ申請者の負担で払い下げ土地や付け替え水路の表示登記手続きを完了させた後に、付け替え後の水路については市に寄付し、市有水路については売買契約を締結し申請者に払い下げする処理を行っていました。そして、払い下げ申請者が表示登記手続きを未だ完了させていない場合には、売買契約を締結する手續に進むことができないため、売買契約をしたものの事後の手續が完了しないということはないとのことでした。なお、現在、市有水路払い下げの申請を受けたものの申請者による表示登記手續が行われず、以後の手續が進んでいない事案は 1 件のみとのことでした。</p> <p>以上の調査の結果からオンブズマンは次のとおり判断しました。</p> <p>オンブズマンが今回の調査に着手したのは、他に手續が停滞している事案が多数あれば、将来の紛争の火種が多く潜在していることになることと懸念したからです。また、今回の調査には、手續が停滞し続けた場合、市が損害を被る危険性があることを担当課に認識してもらおうという意図もありました。</p> <p>調査の結果、手續が停滞している事案は 1 件のみであることが判明し、また、調査時に、担当課から積極的に時効の成否や適切な解決方法などについての質問も出され、担当課が危機感を持っていることは感じられましたので、調査の目的は達成できたと考えています。</p> <p>以上のとおり、本件についてオンブズマンとしてこれ以上調査する必要はないと判断し、調査を終了することとしました。</p> <p>なお、本件の調査を通して、水路が不法に占有されている事案が 3650 件程度あることが判明しました。担当課としては、それらの事案につき、大雨などで第三者に被害が及ぶような事案から優先的に対応していくとのことでした。オンブズマンとしては、市民に危険が及ぶことがないように、担当課の今後の努力に期待しながら、その進捗状況を見守りたいと思います。</p>	
市の機関への調査年月日	平成 24 年（2012 年）5 月 18 日	要した日数
調査結果通知年月日	平成 24 年（2012 年）7 月 6 日	49 日間